

基本目標 II-1 国民が金融サービスを適切に利用できること

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること
政策	① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
重点目標	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること
政策	① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
重点目標	企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること
政策	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 ③ 公認会計士監査の充実・強化

評価結果の概要

金融サービスの利用者保護の仕組みについては、平成 18 年 6 月の金融商品取引法の成立のほか、少額短期保険制度の創設、金融機関による偽造カード犯罪等の防止への取組みなど、成果が上がっています。引き続き、金融商品取引法に係る政令・内閣府令の整備や制度の周知、インターネットバンキングなどによる不正取引への対策の検討などを行う必要があります。

国民の金融知識についても、金融庁のホームページや金融サービス利用者相談室（17 年 7 月設置）など、情報提供・相談等の枠組みが活用されていますが、国民の金融・証券に関する知識に如実な変化は見られないとのアンケート結果もあり、関係省庁や金融関係団体等と連携して金融経済教育を充実していく必要があります。

ディスクロージャーの充実については、上場会社の四半期開示の法定化、財務報告に係る内部統制の強化、公開買付制度、大量保有報告制度の見直し等を盛り込んだ金融商品取引法が成立しました。また、EDINET(電子開示システム)についても、開示情報利用者の利便性の一層の向上等を目的としたシステムの再構築を図るための「業務・システム最適化計画」を策定しました。さらに、監査の品質管理の観点から、4 大監査法人に対して検査を実施するなど一定の成果が上がっています。

引き続き、改正法に係る政令・内閣府令の整備、監査の品質管理、監査法人制度等のあり方の検討に取り組む必要があるほか、国際的動向を踏まえた会計基準の整備の

促進に向けた取組みを進めていく必要があります。